



発行 東京都

目次

59

条例

- 東京都安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例……………（青少年・治安対策本部）…二
- 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…六
- 東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………（主税局）…六
- 東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例……………（都市整備局）…一〇
- 東京都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…一〇
- 東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…二
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…二

条例のあらまし

●東京都安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例（条例第九八号）

一 誰もが安全で安心して暮らせる社会の形成に向け、安全安心まちづくりを推進する体制を強化するとともに、喫緊の課題への対応を図ります。

- （一） 通学路等における児童等の安全確保に係る規定を整備します。
  - （二） 危険薬物の濫用の根絶・特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進について新たに規定します。
  - 二 この条例は、平成二十七年九月一日から施行します。
- 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（条例第九九号）
- 一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六三号）の施行に伴い、規定を整備します。
  - 二 この条例は、平成二十七年一月一日から施行します。
- 東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第一〇〇号）
- 一 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の施行等に伴い、所要の改正を行います。
  - （一） 法人の事業税
    - ア 外形標準課税の対象法人について、所得割の税率を引き下げ、付加価値割及び資本割の税率を引き上げます。
    - イ 標準税率の一・〇五倍相当の税率による超過課税を継続します。
  - （二） 地方消費税
    - 事業者が、事業として国外事業者から受けた特定資産の譲渡等（電気通信回線を介して行われる著作物の提供など）について、地方消費税の課税対象とします。
  - （三） 都たばこ税
    - 旧三級品の製造たばこに係る特例税率を廃止し、税率を段階的に引き上げます。
  - （四） 不動産取得税
    - 都市再生特別措置法（平成一四年法律第二二号）に基づき認定事業者が取得する土地及び家屋について、地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特

例」という。)が導入されたことに伴い、課税標準から控除する割合を条例により定めます。

(五) 固定資産税及び都市計画税

ア 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等について、わがまち特例が導入されたことに伴い、課税標準に乗じる割合を条例により定めます。

イ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、わがまち特例が導入されたことに伴い、税額から減額する割合を条例により定めます(固定資産税のみ)。

二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例(条例第一〇一号)

一 東京都第一市街地整備事務所の移転に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一〇二号)

一 建築士法の一部を改正する法律(平成二六年法律第九二号)の施行を踏まえ、手数料の額を改正します。

(例) 一級建築士事務所登録手数料

一七、〇〇〇円 ↓ 一八、五〇〇円

二 この条例は、平成二七年一〇月一日から施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第一〇三号)

一 延滞利子の利率を引き下げます。

年一〇・七五パーセント ↓ 年五パーセント

二 専修学校の一般課程の修学資金について貸付限度額を引き上げます。

月額 四六、五〇〇円 ↓ 月額 四八、〇〇〇円

三 この条例は、公布の日から施行し、平成二七年四月一日から適用します。

●東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例(条例第一〇四号)

一 東京都立産業貿易センター浜松町館の建替えに伴い、同館に係る規定を削除します。

二 この条例は、平成二七年一〇月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇五号)

一 警察署の管轄区域を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第九十八号

東京都安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

東京都安全・安心まちづくり条例(平成十五年東京都条例第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都安全安心まちづくり条例

目次中「第六条」を「第七条」に、「第二章 都民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進(第七条・第八条)」を「第二章 都民等による犯罪及び事故防止のための自主的な活動の促進(第八条・第十条)」に、「(第九条・第十三条)」を「(第十条・第十五条)」に、「(第十四条・第十六条)」を「(第十六条・第十八条)」に、「(第十七条・第十八条)」を「(第十九条・第二十条)」に、「第六章 繁華街等における安全・安心確保等(第十八条の二・第十八条の四)」

第七章 学校等における児童等の安全の確保等(第十九条―第二十二条)を  
第八章 雑則(第二十三条・第二十四条)

「第六章 繁華街等における安全安心の確保等(第二十一条―第二十三条)

第七章 学校等における児童等の安全の確保等(第二十四条―第二十七条)

第八章 危険薬物の濫用の根絶に向けた取組の推進(第二十八条―第三十条)に

第九章 特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進(第三十一条―第三十三条)

第十章 雑則(第三十四条・第三十五条)

改める。

第一条中「犯罪」の下に「及び事故」を加え、「安全・安心まちづくり」を「安全安心まちづくり」に改める。

第二条中「安全・安心まちづくり(地域社会における都民、事業者及びボランティア)」を「安全安心まちづくり(都民、地域の団体、ボランティア及び事業者)」に改め、「犯罪」の下に「及び事故」を加える。

第三条第一項中「安全・安心まちづくり」を「安全安心まちづくり」に改め、同条第二項中「区市町村との連絡調整を緊密に行う」を「道府県と連携し、及び協力するよう努める」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 都は、区市町村の安全安心まちづくりに関する計画の策定及び施策の実施並びに都民等の安全安心まちづくりに関する活動に対し、情報の提供、助言その他必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

第三条に次の一項を加える。  
4 都は、安全安心まちづくりを効果的に推進するため、第一項の施策の実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

第四条中「安全・安心まちづくり」を「安全安心まちづくり」に改める。  
第五条第一項中「安全・安心まちづくりに」を「安全安心まちづくりに」に改め、「その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し」を削り、「安全・安心まちづくりを」を「地域社会の一員として、安全安心まちづくりを」に改め、同条第二項中「安全・安心まちづくり」を「安全安心まちづくり」に改める。

第六条中「安全・安心まちづくり」を「安全安心まちづくり」に改める。

第二十四条を第三十五条とする。

第二十三条中「第十条、第十五条、第十八条の三又は第二十条」を「第十二条、第十七条、第二十二條、第二十五条又は第二十七條第二項」に改め、同条を第三十四条とする。

第八章を第十章とする。

第二十二條第一項中「警察署長は、その管轄区域において、」を削り、「管理者、地域住民」を「地域を管轄する警察署長、学校等の管理者、通学路等の管理者」に、「学校等の管理者と」を「地域住民は、」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項に規定する措置を講ずるに当たって、共同して、通学路等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

3 学校等の管理者は、通学路等のうち、通学、通園等の用に供される道路等であつて、学校等の管理者が指定するもの設定又は変更を行うに当たっては、当該学校等の所在地を管轄する警察署長から意見を聴くよう努めるものとする。

第七章中第二十二條を第二十七條とする。

第二十一條を第二十六條とし、第二十條を第二十五條とする。

第十九條中「学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)、同法第二百二十四條に規定する専修学校の高等課程及び同法第三百十四條第一項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。))に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條に規定する児童福祉施設及びこれに類する施設として規則で定めるもの(以下これらを「学校等」という。))」を「学校等」に改め、同条を第二十四條とする。

第七章の次に次の二章を加える。

第八章 危険薬物の濫用の根絶に向けた取組の推進  
(都民等への情報提供等)

第二十八條 都は、危険薬物(東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号。以下「薬物濫用防止条例」という。))第二条第一号から第六号まで

に規定する薬物、同条第七号に規定する薬物（薬物濫用防止条例第十二条第一項に規定する知事指定薬物（以下「知事指定薬物」という。）を除く。）のうち地域の安全安心を脅かすものとして知事が定めるもの及び知事指定薬物をいう。以下同じ。）の濫用を根絶するため、薬物濫用防止条例第八条に規定するもののほか、都の区域における危険薬物の販売等（製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること（法令若しくは条例の規定による場合又は学術研究、試験検査、犯罪鑑識、疾病の治療、工業用の用途その他の正当な理由がある場合を除く。）をいう。以下同じ。）に係る必要な情報を都民等に提供するものとする。

2 都は、危険薬物の濫用の根絶に向けた施策を推進するとともに、都民等に対し、当該施策への協力及び情報提供を求めるものとする。

（都民等の責務）

第二十九条 都民等は、都の区域における危険薬物の販売等に係る情報を知った場合には、都に当該情報を提供しよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業の実施に当たっては、危険薬物の販売等を助長すること又は危険薬物の販売等に利用されることがないよう留意し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建物の貸付けにおける措置等）

第三十条 何人も都の区域に所在する建物（建物の一部を含む。以下単に「建物」という。）を危険薬物の販売等の用に供してはならない。

2 建物の貸付け（転貸を含む。以下同じ。）をする者は、当該貸付けに係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方に対し、当該建物を危険薬物の販売等の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

3 建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を書面により締結する場合において、当該建物が業として危険薬物の販売等の用に供されていることが判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

4 建物の貸付けをする者が、前二項に規定する措置を講じている場合において、当該

建物が薬物濫用防止条例第二条第一号から第六号までに規定する薬物及び知事指定薬物の販売等の用に供されていることを知り、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該契約の解除及び当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

第九章 特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進

（都民等への情報提供等）

第三十一条 都は、詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（刑法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの（以下「特殊詐欺」という。）の被害を根絶するため、区市町村と連携して、必要な情報の提供や都民等への広報及び啓発を行うものとする。

2 都は、特殊詐欺の根絶に向けた施策を推進するとともに、都民等に対し、当該施策への協力及び情報提供を求めるものとする。

（都民等の責務）

第三十二条 都民等は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深めるとともに、都が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

2 都民等は、特殊詐欺に係る情報を知った場合は、速やかに警察官に通報するよう努めるものとする。

3 事業者は、商品等の流通及び役務の提供に際して、特殊詐欺の手段に利用されないよう、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建物の貸付けにおける措置等）

第三十三条 何人も建物を特殊詐欺の用に供してはならない。

2 建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方に対し、当該建物を特殊詐欺の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

3 建物の貸付けをする者は、当該貸付けに係る契約を書面により締結する場合において

て、当該建物が特殊詐欺の用に供されていることが判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

4 建物の貸付けをする者が、前二項に規定する措置を講じている場合において、当該建物が特殊詐欺の用に供されていることを知り、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該契約の解除及び当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

第十八条の四中「安全・安心」を「安全安心」に改め、第六章中同条を第二十三条とする。

第十八条の三中「安全・安心」を「安全安心」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条の二（見出しを含む。）中「安全・安心」を「安全安心」に改め、同条を第二十一条とする。

「第六章 繁華街等における安全・安心の確保等」を「第六章 繁華街等における安全安心の確保等」に改める。

第五章中第十八条を第二十条とする。

第十七条第二項中「東京都規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条を第十九条とする。

第四章中第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第三章中第十三条を第十五条とする。

第十二条中「第十条」を「第十二条」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第八条の見出しを「（情報の発信及び共有）」に改め、同条第一項中「犯罪防止」を「犯罪及び事故防止」に、「必要な情報の発信及び共有」を「法令又は条例の定めるところに従い、必要な情報の発信を行うとともに、その共有に努める」に改め、同条第二項中「犯罪防止」を「犯罪及び事故防止」に改め、第二章中同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（高齢者等の安全安心の確保）

第十条 都は、誰もが安全で安心して暮らせる社会を形成するため、区市町村及び都民

等と連携して、高齢者、女性、児童等その他特に防犯上の配慮を要する者の安全安心の確保に必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第七条中「安全・安心まちづくり」を「安全安心まちづくり」に、「犯罪防止」を「犯罪及び事故防止」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都は、区市町村と連携し、安全安心まちづくりに関する専門的知識を有する人材の養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 知事は、安全安心まちづくりに関する活動に顕著な功績のあった都民等を表彰することができる。

第七条を第八条とする。

「第二章 都民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進」を「第二章 都民等による犯罪及び事故防止のための自主的な活動の促進」に改める。

第一章中第六条の次に次の一条を加える。

（児童等に対する規範意識の醸成）

第七条 都は、都民一人一人が規範意識を持ち、安全で安心して暮らせる社会を形成するため、区市町村、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。））、同法第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程及び同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校で主として外国人の児童等（児童、生徒、幼児等をいう。以下同じ。））に対して学校教育に類する教育を行うもの（をいう。））、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設及びこれに類する施設として東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下これを総称して「学校等」という。））、家庭並びに地域社会と連携して、児童等の規範意識の醸成及び社会の一員としての意識の醸成に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年九月一日から施行する。

（東京都暴力団排除条例の一部改正）

2 東京都暴力団排除条例（平成二十三年東京都条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号中「東京都安全・安心まちづくり条例」を「東京都安全安心まちづくり条例」に、「第十九條」を「第七條」に改める。

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第九十九号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八條の二第一項第一号」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七條の三第一項第四号」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百号

東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を

「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第四十条第一項中「課税資産の譲渡等」という。）の下に「及び同項に規定する特定課税仕入れ（次条において「特定課税仕入れ」という。）を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第四十条の二第二項中「及び当該信託財産」を「並びに当該信託財産」に改め、「に係る課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、「及び課税資産の譲渡等」を「課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ」に改める。

附則第五條の二第一項の表中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に、「百分の〇・七五六」を「百分の一・〇〇八」に、百分の〇・三を百分の〇・

四に、「百分の〇・三一五」を「百分の〇・四二二」に、「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の三・二五五」を「百分の二・六二五」に、「百分の四・

六」を「百分の三・七」に、「百分の四・八三」を「百分の三・八八五」に、百

分の六を百分の四・八に、「百分の六・三」を「百分の五・〇四」に改める。

附則第五條の二の七の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。（法附則第十一条第七項に規定する条例で定める割合）

第五條の二の八 法附則第十一条第七項本文に規定する条例で定める割合は、十分の三（同項ただし書に規定する条例で定める割合は、五分の三）とする。

附則第五條の三に見出しとして「（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）」を付する。

附則第五條の四の前の見出しとして「（不動産取得税の減額等）」を付する。附則第六條の三を次のように改める。

第六条の三 削除

附則第十四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法附則第十五条第十八項本文 二分の一（同項ただし書に規定する条例で定める割合は、五分の二）

附則第十四条に次の一号を加える。

九 法附則第十五条の八第四項 三分の二

附則第十五条の三第一号口中「附則第十五の三第三号イ」を「附則第十五条の三第三号イ」に改める。

附則第二十三条第一項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同条第二項第一号イ中「百分の〇・七五六」を「百分の一・〇〇八」に改め、同号口中「百分の〇・三二五」を「百分の〇・四二二」に改め、同号ハの表中「百分の一・七五五」を「百分の一・〇二五」に、「百分の二・五三三」を「百分の一・五八五」に、「百分の三・四」を「百分の二・一四」に改め、同条第四項第一号イ中「百分の〇・七五六」を「百分の一・〇〇八」に改め、同号口中「百分の〇・三二五」を「百分の〇・四二二」に改め、同号ハ中「百分の三・四」を「百分の二・一四」に改める。

第二条 東京都税条例の一部を改正する条例（平成二十五年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「行う課税資産の譲渡等及び」を「行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等以外のものをいう。以下この項において同じ。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）並びに」に、「同項第一号」を「附則第一項第一号」に改め、「行った課税資産の譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

一 第一条中東京都税条例第四十条第一項及び第四十条の二第一項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三項の規定 平成二十七年十月一日

二 第一条中東京都税条例第三十三条第一項及び第三項、附則第五条の二第一項、附則第六条の三並びに附則第二十三条第一項、第二項及び第四項の改正規定並びに附則第二項及び第五項から第十五項までの規定 平成二十八年四月一日

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一項第二号に定める日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一項第一号に定める日以後に事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）第四条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第五条の二の八の規定は、この条例の施行の日以後の法附則第十一条第七項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

5 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第二号に定める日前に課した、又は課すべきであったこの条例による改正前の東京都税条例（以下「旧条例」という。）附則第六条の三に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ三級品」という。）に係る都たばこ税については、なお従前の例による。

6 次の各号に掲げる期間内に、新条例第四十八条の十第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る都たばこ税の税率は、新条例第四十八条の十三の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十円

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

7 平成二十八年四月一日前に旧条例第四十八条の十第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年改正法」という。）による改正前の法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第四十八条の十第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者（新条例第四十八条の十第一項に規定する小売販売業者をいう。以下同じ。）がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、都たばこ税を課する。この場合における都たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該都たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

8 前項に規定する者は、平成二十七年改正法附則第十二条第三項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに知事に提出し、同年九月三十日までに、当該申告書に記載した第二号に掲げる都たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち都たばこ税の課税標準となるものの本数

二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による都たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

9 附則第七項の規定により都たばこ税を課する場合には、前二項に規定するもののほか、新条例の規定中都たばこ税に関する部分（新条例第四十八条の十二、第四十八条の十三及び第四十八条の十四の二の規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第十八条第一項第一号中「第四十八条の十四の二第二項若しくは第三項」とあるのは「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都都税条例第百号。以下この項において「平成二十七年改正条例」という。）附則第八項」と、「その提出期限」とあるのは「平成二十七年改正条例附則第八項の納期限」と、同項第二号中「法第七十四条の十二第二項」とあるのは「平成二十七年改正条例附則第八項の納期限後に提出した地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第七項の規定により読み替えて適用される同法による改正後の法第七十四条の十二第二項」と、「当該修正申告書又は申告書を」とあるのは「当該」と、「その期間の末日」とあるのは「その日」と、新条例第四十八条の十四の三中「前条各項」とあるのは「平成二十七年改正条例附則第八項」と、「これらの項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

10 平成二十九年四月一日前に新条例第四十八条の十第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（平成二十七年改正法による改正後の法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、都たばこ税を課する。この場合における都たば



この税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該都たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

11 附則第八項及び第九項の規定は、前項の規定により都たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、附則第八項中「前項に」とあるのは「附則第十項に」と、「附則第十二条第三項」とあるのは「附則第十二条第九項」と、「平成二十八年五月二日」とあるのは「平成二十九年五月一日」と、「同年九月三十日」とあるのは「同年十月二日」と、同項第二号中「前項」とあるのは「附則第十項」と、附則第九項中「附則第七項」とあるのは「附則第十項」と、「前二項」とあるのは「同項及び前項」と、「附則第八項」とあるのは「附則第十一項において準用する附則第八項」と、「附則第十二条第七項」とあるのは「附則第十二条第十項において準用する同条第七項」と読み替えるものとする。

12 平成三十年四月一日前に新条例第四十八条の十第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、都たばこ税を課する。この場合における都たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該都たばこ税の税率は、千本につき百五十円とする。

13 附則第八項及び第九項の規定は、前項の規定により都たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、附則第八項中「前項に」とあるのは「附則第十二項に」と、「附則第十二条第三項」とあるのは「附則第十二条第十一項」と、「平成二十八年五月二日」とあるのは「平成三十年五月一日」と、「同年九月三十日」とあるのは「同年十月一日」と、同項第二号中「前項」とあるのは「附則第十二項」と、附則第九項中「附則第七項」とあるのは「附則第十二項」と、「前二項」とあるのは「同項及び前項」と、「附則第八項」とあるのは「附則第十三項において準用する附

則第八項」と、「附則第十二条第七項」とあるのは「附則第十二条第十二項において準用する同条第七項」と読み替えるものとする。

14 平成三十一年四月一日前に新条例第四十八条の十第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、都たばこ税を課する。この場合における都たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該都たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

15 附則第八項及び第九項の規定は、前項の規定により都たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、附則第八項中「前項に」とあるのは「附則第十四項に」と、「附則第十二条第三項」とあるのは「附則第十二条第十三項」と、「平成二十八年五月二日」とあるのは「平成三十一年四月三十日」と、同項第二号中「前項」とあるのは「附則第十四項」と、附則第九項中「附則第七項」とあるのは「附則第十四項」と、「前二項」とあるのは「同項及び前項」と、「附則第八項」とあるのは「附則第十五項において準用する附則第八項」と、「附則第十二条第七項」とあるのは「附則第十四条第十四項において準用する同条第七項」と読み替えるものとする。

16 新条例附則第十四条第五号の規定は、平成二十七年四月一日以後に取得された法附則第十五条第十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

17 新条例附則第十四条第五号の規定は、平成二十七年四月一日以後に取得された法附則第十五条第十八項に規定する家屋に対して課すべき平成二十八年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

18 新条例附則第十四条第九号の規定は、平成二十七年四月一日以後に新築された法附則第十五条の八第四項に規定するサービスピック高年齢者向け住宅である貸家住宅に対し

て課すべき平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する  
条例を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第一百号

東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部  
を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「東京都江東区東陽七丁目三番五号」を「東京都中央区勝ど  
き一丁目七番三号」に改める。

一 東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程（昭和四十五年東  
京都条例第四百十八号）第五条

二 東京都市計画事業西瑞江駅付近土地区画整理事業施行規程（昭和五十六年東京都条  
例第九十八号）第五条

三 東京都市計画事業瑞江駅南部土地区画整理事業施行規程（昭和六十二年東京都条例  
第七十九号）第五条

四 東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業施行規程（平成三年東京都条例第二十  
八号）第五条

五 東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業施行規程（平成五年東京都条例第七  
十四号）第五条

六 東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業施行規程（平成七年東京都条例第六  
十二号）第五条

七 東京都市計画事業秋葉原駅付近土地区画整理事業施行規程（平成九年東京都条例第  
四十一号）第五条

八 東京都市計画事業新砂土地区画整理事業施行規程（平成九年東京都条例第四十二  
号）第五条

九 東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業施行規程（平成九年東京都条例第八十二

号）第五条

十 東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業施行規程（平成九年東京都条例  
第九十一号）第五条

十一 東京都市計画事業有明北土地区画整理事業施行規程（平成十一年東京都条例第六  
十六号）第五条

十二 東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業施行規程（平成十七年東京都  
条例第五百一十一号）第五条

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

東京都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第一百二号

東京都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次の  
ように改正する。

別表一の部第六の款七の項中「二万七千円」を「一万八千五百円」に、「一万二千  
円」を「一万三千五百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第一百三号

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のよう

に改正する。

第十八条中「十・七五パーセント」を「五パーセント」に改める。

別表修学資金の項中「四六、五〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第十八条の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る延滞利子の計算について適用し、同日前の期間に係る延滞利子の計算については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表の規定は、平成二十七年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四百四号

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例

東京都立産業貿易センター条例（昭和五十八年東京都条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表東京都立産業貿易センター浜松町館（以下「浜松町館」という。）の項を削る。

第四条の表浜松町館の項を削る。

別表第一備考中「休日に浜松町館又は」を「休日に」に改め、「当該浜松町館又は」を削る。

別表第二浜松町館の項を削り、同表備考一中「、浜松町館の展示室にあつては一室一時間につき九千二百円、浜松町館の会議室にあつては一室一時間につき七百四十円」を削る。

附則

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都立産業貿易センター条例（以下「旧条例」という。）第三条に規定する浜松町館の指定管理者として、旧条例第七七条の規定により現に指定を受けている者による管理の業務については、平成二十七年十一月三十日までの間は、なお従前の例による。

3 旧条例第三条の表中東京都立産業貿易センター浜松町館（以下「浜松町館」という。）の項の規定は、この条例による改正後の東京都立産業貿易センター条例の指定管理者（同条例第十六条第一項に規定する指定管理者をいう。）の指定等については、なおその効力を有する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五百五号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一警視庁麹町警察署の項位置の欄を次のように改める。

千代田区麴町一丁目四番地五

別表第一警視庁高輪警察署の項管轄区域の欄中「、品川区の内、北品川四丁目（三百二十八番地、三百二十九番地、三百三十二番地、三百三十三番地及び三百三十五番地から三百三十七番地まで。）」を削り、同表警視庁品川警察署の項管轄区域の欄中「（三百二十八番地、三百二十九番地、三百三十二番地、三百三十三番地及び三百三十五番地から三百三十七番地までを除く。）」を削り、同表警視庁牛込警察署の項管轄区域の欄中「津久土町」を「津久戸町」に改める。

別表第一警視庁四谷警察署の項位置の欄を次のように改める。

新宿区左門町六番地五

別表第一警視庁野方警察署の項管轄区域の欄中「(二番の一部を除く。)」を削り、同表警視庁練馬警察署の項管轄区域の欄中「中野区内、江原町三丁目(二番の一部)」を削り、同表警視庁石神井警察署の項管轄区域の欄中「西東京市内、東町四丁目(十五番の一部)」を削る。

別表第一警視庁高尾警察署の項位置の欄を次のように改める。

八王子市東浅川町二十三番地三十四

別表第一警視庁日野警察署の項位置の欄を次のように改める。

日野市日野五百八十九番地の一

別表第一警視庁田無警察署の項管轄区域の欄中「(東町四丁目十五番の一部を除く。)」を削る。

別表第一警視庁小平警察署の項位置の欄を次のように改める。

小平市小川町二丁目千二百六十四番地の一

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002

